

## 財政援助団体等監査の結果に係る措置状況について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査の結果（平成28年10月26日付け公表）に係る措置状況の通知が別紙のとおりあったので、同条第12項の規定により公表する。

平成28年12月26日

山形市監査委員	中	村	一	明
同	村	山	秀	幸
同	須	貝	太	郎
同	遠	藤	吉	久

生 福 第 8 5 0 号  
平成 2 8 年 1 1 月 3 0 日

山形市監査委員 様

山形市長 佐 藤 孝 弘 印

財政援助団体等監査結果についての措置状況（通知）

平成 2 8 年 1 0 月 2 6 日付けで通知のあった財政援助団体等監査の結果について、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

財政援助団体等名 及び所管部課等名	監 査 の 結 果	措 置 状 況
社会福祉法人 山形市社会福祉事業団  福祉推進部 生活福祉課 長寿支援課 障がい福祉課  子育て推進部 こども保育課	指摘事項 1 あたご荘において、行政財産目的外使用許可を受けた箇所を第三者に転貸しているものがあった。（社会福祉法人山形市社会福祉事業団）  2 菅沢荘の空気清浄機保守点検業務について、基本協定書に定める回数定期点検が行われていなかった。（社会福祉法人山形市社会福祉事業団）  3 会計経理事務において、次のようなものがあった。（社会福祉法人山形市社会福祉事業団） (1) 銅町デイサービスセンターにおいて、時間外勤務整理簿の集計誤りにより過支給となっているもの (2) 菅沢荘において、旅行命令の用務地を誤ったため、旅費を少なく支出しているもの (3) まんさくの丘、菅沢荘、菅沢デイサービスセンター及びあたご	1 行政財産目的外使用において、第三者への転貸とならないよう担当課と協議しながら、適切な対応を検討・実施して参ります。  2 当該業務の定期点検については、28年度に締結した基本協定書に基づき、適正に実施しております。また、その他の建物・設備の保守点検業務についても同様に適正に実施して参ります。  3 会計経理事務について、指摘を受けた事項は、次のとおり是正しました。 (1) 過支給分は本年 11 月分給与で調整返納しました。尚、昨年度 1 年間の時間外勤務状況を再度確認したが、指摘を受けたもの以外に誤りは確認できませんでした。 (2) 旅費を再計算し、不足額を職員に追加支給しました。 (3) 協議のうえ、適切な対応を検討・実施して参ります。

	<p>荘において、契約書に定める金額と支払額が異なるもの</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 宿直業務（まんさくの丘）</li><li>・ 夜間宿直業務（菅沢荘、菅沢デイサービスセンター）</li><li>・ あたご荘洗濯・清掃及び配膳・清掃業務委託（あたご荘）</li></ul>	<p>また、次年度以降についても適正に事務処理して参ります。</p>
--	---	------------------------------------